

# 訪問介護事業所等緊急支援金 Q&A

# 1. 訪問介護事業所等緊急支援金について

## Q.1 訪問介護事業所等緊急支援金の目的は。

県では、燃料価格等高騰や令和6年の介護報酬改定等の影響により厳しい経営状況の中でもサービス提供を継続している訪問介護事業所等へ緊急的に支援金を支給します。

## Q.2 支給対象者及び支給金額は。

### 1 対象事業所

所在地が愛媛県内にあり、令和7年4月1日時点で指定を受けており、かつ、申請時点で運営中の訪問介護事業所(基準該当訪問介護事業所を含む。以下同じ。)及び定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所とします。

### 2 対象外事業所

次のいずれかに該当する者が設置する事業所

- ① 市町
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)第32条第1項各号に掲げる者
- ③ 県税に未納がある者
- ④ 上記のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めた者

3 支援金は、以下の表に基づき、1事業所につき同表左欄に定める基本額及び同表右欄に定める加算額を合算した金額を支給します。ただし、当該加算額については、令和7年12月1日時点で特別地域訪問介護加算又は中山間地域等における小規模事業所加算(以下「中山間地域等の加算」という。)を受けている事業所に限り、支給するものとします。

基 本 額 (全事業所対象)	加 算 額 (中山間地域等の加算を受けている 事業所のみ対象)
38,000円に常勤換算職員数1人につき 12,000円を加算した金額	常勤換算職員数1人につき、1,000円

注1 訪問介護事業所における常勤換算職員数は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第5条第1項に規定する訪問介護員等の常勤換算職員数とします。

注2 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所における常勤換算職員数は、指

定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 3 条の 4 第 1 項に規定する訪問介護員等、看護職員、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の常勤換算職員数とします。

注 3 常勤換算職員数は、令和 7 年 4 月 1 日時点のものとします。

注 4 支援金については、千円未満切捨てとします。

**Q. 3 休止中の事業所は、運営中の事業所に含まれるか。**

令和 7 年 4 月 1 日時点で指定があり、申請時点で運営している事業所が対象となります。

**Q. 4 支給された支援金の用途制限は。**

用途制限はありませんので、各事業所の運営にあたり、ご自由にご活用ください。

**Q. 5 事業所は愛媛県内にあるものの、本社が愛媛県内にない場合、申請できるか。**

本社が愛媛県外であっても、愛媛県内を所在地とする事業所が存在する場合、当該事業所分については支給対象となります。ただし、県外に所在する事業所分については、本支援金の対象外であり、申請できません。

**Q. 6 事業所分の経費をグループ会社が支払いをしている場合、申請できるか。**

グループ会社（母体の法人等）が、事業所の運営経費を支出している場合、事業所が負担しているものとして申請できます。

**Q. 7 指定管理者の管理する事業所や市町が設置した事業所は支援金支給の対象となるか。**

本支援金支給の対象にはなりません。

**Q. 8 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。**

Q. 2 の支給対象事業所の条件を満たしている場合は、申請することができます。

### 3. 支援金の申請について

**Q. 9 申請の受付期間はいつまでか。また、支援金の支給はいつか。**

申請受付期間は、令和 7 年 12 月 12 日（金）～令和 8 年 1 月 23 日（金）とされています。支援金の支給は、審査を終えたものから令和 8 年 1 月下旬頃（予定）から順次行います。

**Q.10 申請書類は何が必要か。**

以下の書類をご準備ください。

- ①訪問介護事業所等緊急支援金申請書
- ②常勤換算職員数が分かる資料の写し
  - ・シフト表など
  - ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ③振込先が分かる書類（預金通帳及び見開き）の写し
  - ※通帳の表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）の写し
  - ※WEB申請での提出の場合は、写真データ（スキャンデータ等）による提出可。

**Q.11 申請書類はどこで入手できるのか。**

県ホームページで公開しています。ホームページからダウンロードしてください。

愛媛県トップページ>キーワードで探す>「訪問介護事業所等緊急支援金について」からダウンロードできます。

**Q.12 加算額の支給対象は。**

Q.2の3ただし書きに記載している事業所が対象事業所となります。

**Q.13 複数の事業所を運営している場合、事業所ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。**

法人が運営する事業所をとりまとめて1回で申請してください。

支援金申請書は、法人単位での申請が可能なように、1枚に運営する事業所を複数記入することができるようになっています。

なお、行が足りなければ、隨時、追加をしてください。

**Q.14 WEB申請ページで入力する「責任者」、「申請担当者」とは誰か。**

「責任者」とは当該業務における責任を負う役職員を指し、「申請担当者」とは本支援金の受給にあたっての事務を直接担当する者を指します。

**Q.15 WEB申請の際、責任者のアドレス及び担当者のアドレスは、WEB申請時に登録したメールアドレスがよいのか。**

WEB申請時に登録したメールアドレスと同一のものをご記入ください。

Q.16 代理申請は可能か。また、代理人として認められる範囲はあるか。

代理申請は可能です。また、代理人の範囲は特に定めておりません。

代理申請の場合は、申請書に委任状を添付してください。

Q.17 委任状を作成する場合に注意する点はなにか。

支援金の代理申請であることが明確な記載内容(例：代理人の住所・氏名、委任状の住所・氏名、委任する権限の範囲等、代理人と委任者双方の捺印)としてください。提出は、WEB申請でのアップロードでも構いません。

#### 4. 申請書類について

Q.18 実績報告書を提出する必要はあるか。

実績報告書の提出は不要です。

ただし、申請に係る証拠書類（提出いただいた書類など）は、支援金の支給年度の翌年から起算して5年間保存しておいてください。必要が生じた場合、提出をお願いすることあります。

Q.19 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。

口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像データを提出してください。

ただし、画像データを提出する場合は、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q.20 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよいか。

差し支えありません。ただし、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q.21 申請後、一部事業所の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。

下記、訪問介護事業所等緊急支援金コールセンターにお問い合わせください。

＜電話番号＞ 089-909-5841

＜受付時間＞ 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

## 5. その他

Q.22 訪問介護事業所等緊急支援金全般に係る問い合わせ先は。

訪問介護事業所等緊急支援金センターにお問い合わせください。

**〈電話番号〉 089-909-5841**

〈受付時間〉午前9時～午後5時（土日祝を除く）

Q. 23 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。

個別の進捗をお答えすることはできません。申請内容に不備がある場合は、事務局から申請書に記載された連絡先にご連絡いたします。

Q. 24 申請書類の提出先は県で良いか。

県は支援金の事務（申請書の受付・審査・支給）を、外部へ委託しています。委託業者が指定する以下住所へ郵送してください。持参での提出は受け付けておりません。

〈提出先住所〉 〒790-0003

愛媛県松山市三番町四丁目9番地5 松山センタービル5階

「訪問介護事業所等緊急支援金」事務局宛

なお、提出はWEBでも受け付けています。WEB申請の場合、事前に申請書をダウンロード・入力後、下記いずれかの方法により専用ページにアクセスし、申請してください。

① 愛媛県ホームページ「訪問介護事業所等緊急支援金について」の「WEB申請はこちら」リンクをクリック

② WEB申請ページURLを入力

<https://houmonkaigo.form.kintoneapp.com/public/web-shinsei-1210>

Q. 25 申請書類は持参により提出できるか。

持参による提出は受け付けておりません。郵送又はWEB申請による申請をお願いします。

Q. 26 支援金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。

この支援金は、税務上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署にご確認ください。

Q. 27 支援金の申請について、電話がかかってくることはあるのか。

あります。申請書に不備があった場合、修正をお願いするために「訪問介護事業所等緊急支援金」事務局より連絡することがあります。事務局から問い合わせする場合は、

〈電話番号〉 089-909-5841 の番号からになります。特殊詐欺にはご注意ください。